

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和元年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道			4.0E+1					40.0
2	青森県			2.0E+1					20.0
3	岩手県			3.0E+1					30.0
4	宮城県			5.0E+0					5.0
5	秋田県			5.0E+0					5.0
6	山形県			5.0E+0					5.0
7	福島県								
8	茨城県			1.9E+2					190.0
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			3.0E+2					300.0
11	埼玉県			1.9E+2					190.0
12	千葉県			5.0E+1					50.0
13	東京都								
14	神奈川県			1.0E+1					10.0
15	新潟県								
16	富山県			5.0E+0					5.0
17	石川県								
18	福井県			4.0E+1					40.0
19	山梨県			2.5E+1					25.0
20	長野県			3.6E+2					355.0
21	岐阜県			1.4E+2					135.0
22	静岡県								
23	愛知県			5.0E+0					5.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			3.0E+1					30.0
29	奈良県								
30	和歌山県			1.0E+1					10.0
31	鳥取県			5.0E+0					5.0
32	島根県								
33	岡山県			5.0E+0					5.0
34	広島県			2.0E+1					20.0
35	山口県								
36	徳島県			5.0E+0					5.0
37	香川県			2.0E+1					20.0
38	愛媛県								
39	高知県			3.5E+1					35.0
40	福岡県			3.5E+1					35.0
41	佐賀県								
42	長崎県			2.5E+1					25.0
43	熊本県			8.5E+1					85.0
44	大分県			5.0E+0					5.0
45	宮崎県			3.0E+1					30.0
46	鹿児島県			2.0E+1					20.0
47	沖縄県			2.0E+1					20.0
	全国			1.8E+3					1,765.0